

(昭和53年5月改正)
(昭和55年5月一部改正)
(昭和58年5月一部改正)
(昭和62年5月一部改正)
(平成 元年5月一部改正)
(平成 9年4月一部改正)
(平成13年5月一部改正)
(平成14年6月一部改正)
(平成18年5月一部改正)
(平成22年5月一部改正)
(平成25年5月一部改正)
(令和 2年6月一部改正)

大阪早稲田俱楽部規約

第1章 名称、目的及び事務所

第1条（名称）

本俱楽部は、大阪早稲田俱楽部と称する。

第2条（目的）

本俱楽部は、会員相互の親睦と啓発をはかると共に、早稲田大学建学の精神を体し、社会の発展に寄与する。

第3条（事務所）

本俱楽部の事務所は大阪市内に置く。

②事務所の具体的な所在地は理事会で定める。

第2章 会員

第4条（会員の種類及び資格）

近畿地区内に住所又は勤務先を有し、本俱楽部の目的の趣旨に賛同する早稲田大学校友は、正会員となる資格を有する。

②正会員は、普通会員、維持会員、贊助会員、及び青年会員に区分する。

③住所及び勤務先とともに近畿地区以外で、本俱楽部の目的の趣旨に賛同する早稲田大学校友は、地方会員となる資格を有する。

但し、近畿地区内に住所又は勤務先を有していた正会員が、後に住所及び勤務先ともに近畿地区以外に転出したときであっても、別に定める地方会員への資格変更手続をしない場合は正会員としての資格を継続できる。

④次の各号に該当し、本俱楽部の目的の趣旨に賛同する者は、早稲田大学校友でなくとも準会員となる資格を有する。

1. 早稲田大学生の父母

2. 早稲田大学校友の父母

3. 早稲田大学中退者で早稲田大学校友でない者

4. 人格、識見その他により本俱楽部会員相互の親睦と啓発をはかる活動に寄与することが期待できるとして正会員から推薦された者

⑤威力、暴力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する団体又は個人である「反社会的勢力」に属する者又はそれに準じる者は会員となる資格を有しない。

第5条（入会及び資格の変更）

前条の種別に応じた資格を有する者が本俱楽部の会員になるためには、所定の手続を経て入会を申し込んだ上、理事会の承認を得なければならない。

②正会員が普通会員、維持会員及び贊助会員のいずれの区分に該当するかは、理事会において決定する。

③青年会員は、卒業後11年未満とし、その期間経過後は、理事会で特に定めがない限り普通会員に変更する。

④準会員には定員を設けるものとし、その人数は理事会規則で定める。

但し、定員を超えた場合であっても既存の準会員の地位には影響を及ぼさない。

⑤前条④項4に該当する準会員入会申込者は、理事会の承認手続を受ける前に、理事会から事前審査を委嘱された理事による事前審査を受けることを要する。

⑥理事会は、前項の理事から準会員入会申込者に対する事前審査の報告を受けなければ承認手続を終結することができない。

⑦事前審査の手続については理事会規則で定める。

第6条（会員の権利）

会員は、俱楽部の会計簿及び運営の記録を閲覧することができる。

②会員は、俱楽部の諸活動に参加し、又は諸施設を利用することができる。

第7条（地位の喪失）

会員は、次に掲げる事由によって会員としての地位を喪失する。

1. 退会
2. 死亡
3. 除名
4. 在籍期間中の会費の滞納額が2年分に達したとき

②一旦納入した会費は、会員としての地位を喪失したとしても、理事会の承認がない限り返還しない。

第8条（退会）

会員が退会を申し出るときは、原則としてその旨を書面をもって会長に届出なければならない。

②前項の届出は、書面に代えて、電磁的方法により作成した映像面を本俱楽部が使用する電子計算機に送信する方法によることもできる。

第9条（除名）

理事会は、下記事由に該当する会員を除名することができる。

1. 会員となる資格を有しないと認められる者
 2. 入会申込から入会承認に至る過程において、事実に反する内容を申告した者
 3. 本俱楽部の名誉を毀損した者
 4. 威力又は偽計などにより、本俱楽部の業務や部会等の諸活動を妨害し又は本俱楽部の信用を毀損した者
- ②理事会は、対象会員に書面による弁明の機会を与えることができる。
- ③理事会は、2名以上の理事に対して対象会員に関する調査を委嘱し、報告を求めることができる。
- ④除名の議決には理事会出席者の3分の2以上の賛成を要する。

第10条（再入会）

死亡以外の原因により会員としての地位を喪失した者が再入会を求める場合において、会員としての地位を喪失する日までに発生した在籍期間中の滞納会費があるときは、理事会においてその免除を決議しない限り、一括して納入しなければ、再入会の資格を得ることができない。

但し、申込月から起算して5年以上経過した滞納会費についてはこの限りでない。

第3章 総会

第11条（総会の種類）

総会は、定時総会と臨時総会とで構成する。

第12条（総会の構成員）

総会は、本俱楽部の会員をもって組織する。

第13条（総会の招集）

定時総会は毎年5月に会長が招集する。

②臨時総会は次の一に該当する場合に会長が招集する。

1. 会長が必要と認めたとき。
2. 理事会が要請したとき。

③総会の招集は、少なくとも1週間前に、日時、場所及び議案の要項を記載した文書をもって会員に通知しなければならない。

④前項の通知は、書面を郵送する方法のほか、電磁的方法により作成した映像面を会員が使用する電子計算機に送信する方法によることもできる。

第14条（総会の定足数）

総会は、会員50名以上の出席をもって成立する。

第15条（総会の議長）

総会の議長は会長とし、会長に差し支えあるときは理事長、理事長に差し支えあるときは副理事長がこれを代行する。

但し、副理事長が複数名いるときは、理事長が別に定めた場合を除き、卒業年次の順による。

②議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

第16条（総会の審議事項）

総会においては、次の事項を審議する。

1. 会長、理事及び監事の選任又は解任
2. 本俱楽部の活動方針及び予算の決定
3. 前年度の活動の報告及び決算の承認
4. 規約の改正
5. 会長又は理事会が総会の決議に付することを相当と認めた事項

第17条（総会の決議方法）

総会の決議は、本規約に別段の定めがある場合を除き出席者の過半数の議決によってこれを決するものとし、可否同数の時は議長の決するところによる。

- ②総会の議事録は議長が指名した者が作成し、議長がこれに署名捺印して本俱楽部事務所に保存するものとする。

第18条（議決権の行使）

総会に出席した会員の議決権は、1人につき1個とする。

- ②会員は、代理人をもってその議決権を行使することができる。

- ③前項の代理人は、本俱楽部の会員に限る。

- ④代理に関する事項は規則で定めることができる。

- ⑤1項の会員の出席には、代理人により議決権を行使する者を含む。

第4章 役員及び顧問

第19条（役員）

本俱楽部に次の役員を置く。

会長 1名

理事長 1名

副理事長 若干名

理事 100名以内

監事 2名

第20条（会長、理事及び監事の選任）

理事は、定時総会において会員の中から選任する。

- ②会長及び監事は、定時総会において正会員の中から選任する。

- ③会長、理事及び監事の選任方法は、最初に理事会が推薦する者を承認するか否かの可否を問い合わせ、承認しない場合は選挙の方法による。

第21条（理事会の組織及び決議方法）

理事会は、会長、理事をもって組織する。

- ②理事会において正会員の理事の中から理事長、副理事長、会計担当理事及び広報担当理事を選任する。

- ③理事会の議事は理事長が主宰する。

- ④理事会の議決は、本規約に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数によってこれを決する。

- ⑤理事会の議事録は理事長が指名した者が作成する。

第22条（理事会の招集及び審議事項）

理事長があらかじめ理事会の同意を得て理事会を開催する月及び回数を定めた場合のほかは、毎月1回、理事長が定期理事会を招集する。

- ②前項にかかる会長又は理事長が必要あると認めるときは、臨時理事会を招集することができる。

但し、招集日から開催日までの間、議題の緊急性、必要性に応じ理事の参加準備のための相当な期間を確保することを要する。

- ③招集の通知は、書面を郵送する方法のほか、電磁的方法により作成した映像面を理事が使用する電子計算機に送信する方法によることもできる。

- ④理事会は次の事項を審議する。

1. 本俱楽部の運営・事業・行事等に関すること

2. 予算、決算その他会計に関すること

3. 総会の開催に関すること

4. 入会の承認及び除名に関すること

5. 会長候補者、理事候補者及び監事候補者の総会への推薦及び選挙に関する事項。但し、理事候補者の推薦は、会長の指名及び会員の卒業年度、居住地、俱楽部活動への貢献等を総合的に考慮して行うものとする。

6. 規則の制定、変更又は廃止

7. 部会の運営、設置、変更又は廃止

8. 事務局の業務及び俱楽部室の運営に関する事項

9. 会長又は理事長が審議に付することを相当と認めた事項

第23条（執行役員会）

執行役員会は、会長、理事長、副理事長をもって組織する。

②執行役員会は、理事長が招集する。

但し、会長は必要があると認めるときは何時でも執行役員会を招集することができる。

③執行役員会は、本俱楽部の業務の運営その他本規約で特に定める事項のほか、理事会又は総会で報告し、あるいは決議すべき事項について審議する。

第24条（役職の職務）

会長は、本俱楽部を代表し、本俱楽部の業務を総理する。

②理事長は、会長を補佐して本俱楽部の業務の執行を総括し、会長に事故あるときは、理事長がこれを代行する。

③副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代行する。

但し、副理事長が複数名いるときは、理事長が別に定めた場合を除き、卒業年次の順による。

④監事は、業務及び会計を監査し、理事会及び執行役員会に出席して意見を述べることが出来る。

第25条（役員の任期）

会長、理事及び監事の任期は2年とし、選任された定時総会終了の時をもってその始期とし、2年後の定時総会終了の時をもってその終期とする。

②理事は1年ごとにその半数を改選する。

③前任者の任期の途中に選任された役員の任期は、その残任期間とする。

④任期の満了によって退任する役員は、新たに選任された役員が就任するまで引き続きその職務を行う。

第26条（役員の報酬）

本俱楽部の役員は、全て無報酬とする。

第27条（顧問）

会長は、本俱楽部の会長経験者及び執行役員経験者の中で特に功労のあった者、その他会長が必要と認める者を理事会の承認を得て顧問に委嘱することができる。

②会長は、顧問を委嘱した場合は氏名を総会に報告することを要する。

③顧問は、本俱楽部の運営について会長の諮詢に応じる。

④顧問の任期は2年とする。

但し、会長が退任した場合は、顧問の任務も終了する。

第5章 活動及び広報

第28条（活動及び部会）

本俱楽部は、第2条に定める目的を達するため、早稲田大学との交流、会報の発行、講演・見学・スポーツ・娯楽等各種の活動をする。

②理事会は、前項の目的を達成するため、「部会」を設立又は廃止することができる。

③部会は、その活動に参加する正会員の互選により部会長1名、副部会長若干名を定める。

④部会の組織及び運営に関する事項は、部会長が副部会長及び活動に参加する会員の意見を聞いて定める。

⑤部会長は、部会の活動を行おうとするときは、原則として予め理事会において活動内容を通知することを要する。

⑥部会長は、本俱楽部の決算までに、理事長に対して部会の前年度の活動内容を報告しなければならない。

⑦部会の経費は、理事会が別に定めた場合を除き、その活動に参加する会員から收受する部会費、贊助金その他の収入をもって支弁する。

⑧部会長は、本俱楽部の会計から経費の全部又は一部の支弁を受けようとするときは、予め事業計画書及び予算書を作成して事務局長に提出し、会長、理事長及び会計担当理事の承認を得ることを要するとともに、その経費の支弁が執行された後は、その活動の報告書及び会計収支書を作成して事務局長に提出し、会長、理事長及び会計担当理事に対して報告しなければならない。

⑨理事長は、部会を招集し、部会の会合又は活動に出席して、会員から意見を聞き又は会員に対して意見を述べることができる。

⑩理事長は、副理事長に対して前項の権限の一部を委任することができる。

⑪部会に関するその余の事項については理事会が定める。

第29条（青年部）

- 本俱楽部の活動を活性化するため「青年部」を置く。
- ②青年部は毎年度4月1日時点で大学卒業後15年以内の会員をもって構成する。
 - ③青年部は、その活動に参加する正会員の互選により青年部長1名、副部長若干名を定める。
 - ④青年部の組織及び運営に関する事項は、青年部長が副部長及び会員の意見を聞いて定める。
 - ⑤青年部長は、青年部の活動を行おうとするときは、原則として予め理事会において活動内容を通知することを要する。
 - ⑥青年部長は、本俱楽部の決算までに、理事長に対して青年部の前年度の活動内容を報告しなければならない。
 - ⑦青年部の経費は、理事会が別に定めた場合を除き、その活動に参加する会員から収受する青年部会費、賛助金その他の収入をもって支弁する。
 - ⑧青年部長は、本俱楽部の会計から経費の全部又は一部の支弁を受けようとするときは、予め事業計画書及び予算書を作成して事務局長に提出し、会長、理事長及び会計担当幹事の承認を得ることを要するとともに、その経費の支弁が執行された後は、その活動の報告書及び会計収支書を作成して事務局長に提出し、会長、理事長及び会計担当幹事に対して報告しなければならない。
 - ⑨理事長は、青年部を招集し、青年部の会合又は活動に出席して、会員から意見を聞き又は会員に対して意見を述べることができる。
 - ⑩理事長は、副理事長に対して前項に定める権限の一部を委任することができる。
 - ⑪青年部に関するその他の事項については理事会が定める。

第30条（広報及び広告）

- 理事会は、本俱楽部の広報活動を担当する広報委員会を設置する。
- ②広報担当理事は、会員の中から委員を委嘱することができる。
但し、事務局長は当然に委員となる。
 - ③理事長は広告を掲載し又は広告媒体を同封することを申し出た者に対し、理事会の承認を得て又は理事会が予め定めるところによって、会報その他会員への広報文書等の発行費用等に充てるための賛助金を要請することができる。
 - ④広報担当理事又は事務局長が、その広告の内容又は方法が本俱楽部の目的に適さないと判断した場合は速やかに理事長に報告することを要する。
 - ⑤理事長が広告の内容又は広告の方法が本俱楽部の目的に適合しないと判断したときは、広告利用申出者に対し、変更又は削除を指示することができる。
 - ⑥広告利用申出者が前項の指示に従わないときは、理事長は広告の掲載又は広告媒体の同封を拒むことができる。
 - ⑦理事長は、広報担当理事又は事務局長に対して前2項に定める権限の一部を委任することができる。
但し、広報担当理事又は事務局長は、理事長から委任を受けた権限を行使した時は理事長に対してその内容を速やかに報告することを要する。

第6章 倉庫部室

第31条

- 本俱楽部の事務所内に倉庫部室を設ける。
- ②倉庫部室の利用は、別に定める倉庫部室利用規則による。

第7章 事務局

第32条（事務局及び職員）

- 会長は本俱楽部の基本的な業務方針を定め、理事長は会長の業務方針に従って事務局の業務の執行を行う。
- ②本俱楽部の事務を処理するため、事務局を置くことができる。
 - ③事務局長は1名とし、理事長が理事の中から理事会の承認を得て委嘱する。
 - ④事務局に所要の職員を置き、事務局長は職員の労務を管理する。
 - ⑤事務局長及び職員は、本俱楽部の業務の事務を処理する。
 - ⑥執行役員会は、会計担当理事、広報担当理事、事務局長又は職員に出席を求めて、事務又は会計の処理に関して質問し、報告を求めることができる。
 - ⑦理事長が事務局の組織、運営に関し、制定、変更及び廃止並びに職員人事に関し、採用又は解雇の決定を行うときは、執行役員会の承認を得ることを要する。
 - ⑧事務局の業務のうち、会員の権利、義務又は活動、並びに会員が参加する本俱楽部主催の行事又は活動の制定、変更又は廃止を行うときは、その他の会員に著しい影響を及ぼす決定を行うときは、理事会の承認を得ることを要する。
 - ⑨事務局職員の服務は、別に定める事務局職員就業規則による。

第8章 会計

第33条（会計）

会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

②本俱乐部の経費は、次条以下に定める会費、寄付金、賛助金、基金及びその他の収入をもって支弁する。

③前項の会計上の名目については、その趣旨に応じて執行役員会で定める。

④会計担当理事は、会計を処理し、金銭及び物品を保管し、理事長の承認に基づいて出納する。

但し会計担当理事は、必要がある場合は事務局長又は職員に対して出納事務の補助を命じることができる。

⑤理事長は、予算超過又は予算外の支出に充てるため、理事会の承認を得て、予備費を出し又は予算の科目間の流用をすることができる。

第34条（会費及び会費納入方法）

会員は、次の区分により所定の会費を納入しなければならない。

但し、入会金は徴収しない。

1. 普通会員	年 12,000円
2. 維持会員	年 25,000円
3. 賛助会員	年 40,000円
4. 青年会員（卒業後6年未満）	年 5,000円
（卒業後6年以上11年未満）	年 9,000円

但し、毎年度4月1日において40歳以下であることを要する。

5. 地方会員	年 6,000円
6. 準会員	年 12,000円

②会費は、原則として次年度の1年分を次年度が開始する日迄に納入するものとする。但し、年度中の途中入会者または会員区分の変更者は、当年度のうち入会月又は変更月の翌月から年度末までの残月数分を前納するものとする。

③第4条の資格を有する入会申込者は、入会申込時に翌月以降、年度末までの会費を前納した場合は、理事長が特段の定めをしない限り、入会審査手続を受けられる資格を得ると共に、体験入会として入会申込時から本俱乐部の部会活動に参加し、又は諸施設を利用することができる。

但し、理事会で入会が承認されなかった時は、体験入会は終了する。

④前項但し書の場合は、入会申込者が指定した方法又は入会申込書に記載した場所に前項の前納金を返金する手続を行う。

⑤⑥項の会費前納者が理事会において入会を承認されたときは、入会申込時に遡って会員となったものとみなす。

但し既になされた本俱乐部及び部会での意思形成や行事運営の効力並びに第三者の権利には影響を及ぼさない。

⑥前項にかかわらず、新人歓迎会等、新人会員のみが受けられる特典についての新人の始期は、入会を承認された日をもって起算する。

第35条（寄付金及び賛助金）

本俱乐部は、寄付金及び賛助金を受けることができる。

但し、寄付金を要請するときは理事会の承認を得なければならない。

②本俱乐部に対して納付された寄付金及び賛助金は、理事会の決議により使用することができる。

③理事会は、前項の寄付金及び賛助金の全部又は一部を特定の使用目的を定めた基金に組み入れることができる。

第36条（基金）

本俱乐部に基金を設ける。

②各年度の繰越金の一部を、総会の議決をもって特定の使用目的を定めた基金に組み入れることができる。

第37条（基金支出の基準）

特定の使用目的を定めた基金をその目的に従って使用するためには、理事会の承認を得なければならない。

②特定の使用目的を定めた基金をその目的外に使用するためには、総会の承認を得なければならない。

第38条（予算及び決算）

理事長は、理事会の決定した年度活動方針と関係部局からの要求に基づき、翌年度の歳入と歳出の概算書を作成して毎年3月31日までに会長に提出する。

②会長は、理事長から提出を受けた概算書を基に予算案及びその翌年度4月と5月分の暫定予算案を編成し、理事会に提案して定時総会の議題とすることの承認を得た上で、定時総会に提出する。

③会長は、前年度の貸借対照表及び収支計算書を理事長に命じて作成させて決算し、毎年4月15日までに決算書を理事会に提出して定時総会の議題とすることの承認を得ることを要する。

④会長は、理事会で前項の承認を得た後、決算書を監事の監査に付し、監事の監査意見を添えて定時総会に提出する。

第9章 規約の改正

第39条

本規約は、総会出席者の3分の2以上の会員の同意を得なければ、これを変更することができない。

第10章 雜則

第40条（早稲田大学校友の範囲）

本規約第4条第1号の早稲田大学校友とは、次の各号に該当するものを言う。

1. 早稲田大学各学部を卒業した者
2. 早稲田大学各大学院を修了した者
但し、博士後期課程修了要件のうち論文提出のみを残し退学した者を含む
3. 早稲田大学教職員又は教職員であった者のうち、1、2及び4に該当しない者
4. 人格、識見その他早稲田大学校友として推薦するに足る人物であり、早稲田大学校友会代議員会において校友として承認された者
5. その他早稲田大学校友会規則で早稲田大学の範囲に含める専門学校等を卒業した者

第41条（早稲田大学中退者の定義）

本規約における早稲田大学中退者とは、早稲田大学の学部又は大学院に過去在籍した事実が早稲田大学発行の証明書又はマスコミの報道等によって確認された者をいう。

準会員の定員に関する規則

第1条（目的）

理事会は、本規則において、大阪早稲田倶楽部規約（以下、「規約」という。）第5条④に基づく準会員の定員に関する事項について定める。

第2条（定員）

規約第5条④に定める準会員の定員を総会員数の1.3割とする。

第3条（理事会への報告）

事務局長は理事会において、総会員数及び各会員の現在数を報告しなければならない。

第4条（規約第4条④に定める準会員の入会承認手続の停止）

規約第4条④1～3に定める準会員申込者については、準会員の定員を超えた場合であっても規約第5条1項の入会承認手続には影響を及ぼさない。

②規約4条④に定める準会員入会申込者については、準会員の定員を超えた場合は、定員に達するまで入会申込受付及び規約第5条1項の入会承認手続を停止し、既に入会申込手続を完了し前納金を預かっている場合は返金する手続を行う。

但し、理事会は、特に入会を承認する必要があると認める者については、決議により入会申込受付及び入会承認手続の停止を解除することができる。

事前審査手続に関する規則

第1条（目的）

本規則は、大阪早稲田俱楽部規約第5条⑦に基づく事前審査手続について定める。

第2条（第4条④項第4に該当する準会員入会申込者の提出書類）

第4条④項第4に該当する準会員入会申込者（以下、「準会員入会申込者」という。）は、入会申込書と共に事務局に対し最終学歴以降現在に至るまでの履歴書を提出しなければならない。

- ②入会申込者は履歴書に、特技、趣味、表彰、特に秀でた分野での活躍等、自己を紹介する内容を記載した文書、図画又はその写しを添付することが出来る。
- ③事前審査を委嘱された理事（以下、「理事」という。）は、経歴書に記載されたもののうち、学歴、資格、表彰、現在の職業等、書面又は図画により証明できるものについては、入会申込者に対しそれらを証明する書面、図画又はその写しの提出を求めることが出来る。
- ④理事は、定めた期限までに入会申込者から前項の証明書類等の提出がなされない場合は、証明対象事項の記載の事実が確認できなかったものとして理事会に報告する。

第3条（事前審査手続）

理事は、日時場所を定めて事務局を通じて準会員入会申込者に対して面談期日を通知した上で、面談する。

- ②理事は、準会員入会申込者に対して、入会の目的、紹介した正会員との関係、入会後に俱楽部活動に寄与することについての抱負等を確認する。
- ③理事は、準会員入会申込者が人格、識見その他により本俱楽部会員相互の親睦と啓発をはかる活動に寄与する事が期待できるかどうかを審査するにあたり、準会員入会申込者からその裏付けとなる事実の聴取及び資料の収集に努めなければならない。
- ④準会員入会申込者と利害関係がある者は、事前審査に関与することができない。